

[事案 2021-45] 減額手続無効請求

・令和3年12月9日 裁定終了

<事案の概要>

契約者の意思確認を行うことなく保険金額の減額手続を行ったことを理由に、減額手続の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年1月に自分の子が契約者・被保険者として契約した定期保険について、平成30年3月に保険金額を減額したが、以下の理由により、減額手続を無効にしてほしい。

- (1) 子の入院中に、死亡保険金受取人である自分の代筆によって減額手続を行ったが、保険会社は契約者本人の意思確認を行っていない。
- (2) 減額手続時、自分は高齢であり認知機能が低下していたことから、減額について理解できていなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 減額手続は、死亡保険金受取人である申立人の代筆により行われているが、「代筆に関する同意書」に自署いただいております、「被代筆者の意思能力には一切問題がないこと、被代筆者の意思にもとづくものであること」を確約のうえ手続を行っている。
- (2) 改正前民法第117条において、「他人の代理人として契約した者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う」と規定しており、当社は申立人に対し履行の請求をなすことができる。
- (3) 仮に当社に過失があつたとしても、申立人は、減額手続をした本人であり、信義則にもとづく、減額手続の無効の主張は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額時の状況を把握するため、申立人および申立人の子（契約者・被保険者ではない子）、ならびに減額手続時の担当者および担当課長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人自身が無権代理人であることを理由に、減額手続の無効を主張することは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。